

## 訪問型サービスAをご紹介します！

住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、訪問型のサービスがあります。必要なサービスを利用しながら自分でできることは続けて、自立した日常生活を送りましょう。

### 訪問型サービスAは、生活援助のホームヘルプサービスです

訪問介護員（市認定ヘルパー※）が居宅を訪問し、日常生活上の援助をします。

#### ○サービス内容（例）

- ・ 掃除
- ・ 洗濯
- ・ 買い物
- ・ 調理
- ・ ごみ出し
- ・ 薬の受け取り



**【注】 次のサービスは対象外です ×**  
**×身体介護（入浴やトイレなどの介助）**  
**×草取り ×犬の散歩 ×洗車 など、やらなくても日常生活に支障がないもの**

- 利用者負担の目安（1割負担の場合）・・・1回換算 約 228 円
- サービス提供時間・・・1回 45 分～60 分

### 要支援1・要支援2、事業対象者（※）の高齢者の方が対象です

ケアマネジャーが作成するケアプランにおいて、生活援助が必要だとされた方が利用できます。例えば、「身の回りのことは出来るが、しゃがめなくて掃除ができない」という方です。（利用には、別途、事業所等との契約が必要です。）

お困りごと等は、担当地域の地域包括支援センターにご相談ください。

※市認定ヘルパー：生活援助に必要な知識を学び、訪問型サービスAに従事することができる資格を持った市の研修修了者です。

※事業対象者：基本チェックリストの結果「事業対象者」となった方です。

#### 【市役所の担当課】

高齢者福祉課（地域包括ケア係）  
電話番号 23-2630